

## 発令基準と発令期間

### 林野火災注意報（①②のいずれか）

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下であるとき。
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

### 林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されたとき。

### 発令期間

林野火災注意報・林野火災警報は12月から翌年5月までの間

## 火の使用制限の対象区域

表記町丁目の林野部分が対象となります。

甲府市	北部	御岳町・上帶那町・下帶那町・黒平町・高町・草鹿沢町 和田町・古府中町・岩窪町・湯村三丁目・緑が丘二丁目 平瀬町・上積翠寺町・下積翠寺町・東光寺町・善光寺町 山宮町・羽黒町・小松町・元紺屋町・愛宕町・竹日向町 横根町・桜井町・猪狩町・川窪町・高成町・塔岩町 塚原町・酒折町
	南部	上曾根町・下曾根町・上向山町・下向山町・右左口町 中畠町・心経寺町・梯町・古閑町
甲斐市		上芦沢・下芦沢・亀沢・上福沢・下福沢・神戸・上菅口 下菅口・安寺・漆戸・獅子平・打返・吉沢・千田・牛匂 大久保
中央市		木原・大鳥居・関原

※発令区域は甲府地区北部（甲府市北部・甲斐市）、甲府地区南部（甲府市南部・中央市）となります。

## 火の使用制限に関する項目

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火（花火）を消費しないこと。
- 3 火遊びまたはたき火をしないこと。
- 4 引火性または爆発性の物品、その他の可燃物附近で喫煙をしないこと。
- 5 林野火災の発生危険が大きいと認めた区域内で喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰または火粉を始末すること。